

平成29年

第1回市議会定例会 議案第41号

函館市奨学金支給条例の制定について
函館市奨学金支給条例を次のように定める。

平成29年2月23日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市奨学金支給条例

(目的)

第1条 この条例は、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生に奨学金を支給することにより、その能力にふさわしい教育を受けることができるよう支援し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(資格)

第2条 奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき函館市の住民基本台帳に記録されている者に扶養されている者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 高等学校を卒業した後直ちに大学（修業年限が4年以上であるものに限る。以下同じ。）に入学し、引き続き当該大学に在学する者または当該者と同等と認められる者であること。

(2) 学資に乏しいこと。

(3) 学業が優秀で性行が善良であること。

(4) 心身が健全であること。

(申請)

第3条 奨学生になることを希望する者は、大学に入学する年度の前年度の市長が定める期限までに、市長に申請しなければならない。

(奨学生の選定)

第4条 市長は、前条の規定による申請をした者のうちから奨学生を選

定する。

(奨学金)

第5条 奨学金は、奨学生が在学する大学の正規の修業年限を限度として、毎年度予算の範囲内において支給するものとする。

2 奨学金の支給額は、1人につき月額30,000円以内とする。

3 入学金その他の大学の入学に要する費用が必要と認められる場合は、前項に規定する金額に加えて、奨学金が支給される最初の月分の奨学金として1人につき100,000円以内を支給することができる。

(奨学金の廃止、休止および減額)

第6条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止するものとする。

(1) 奨学金を必要としない事由が生じたとき。

(2) 傷病等により学業を続ける見込みがなくなったとき。

(3) 奨学金の支給に係る申請の内容に偽りがあったとき。

(4) 正当な理由なく奨学金の支給の条件に違反したとき。

2 市長は、奨学生が休学したときは、奨学金の支給を休止するものとする。

3 市長は、奨学生の学業成績が低下し、または性行が不良になったときは、奨学金の支給を廃止し、もしくは休止し、または奨学金を減額するものとする。

(奨学生の義務)

第7条 奨学生は、奨学金の支給期間中において、毎年度、学業成績証明書その他の規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

第8条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに市長に届け出なければならない。

(1) 休学し、復学し、転学し、または退学したとき。

(2) 本人の身分、住所その他学業継続上の重要事項に異動が生じたとき。

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(提案理由)

能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学が困難な学生に奨学金を支給するため

函館市奨学金支給条例施行規則大綱

- 1 申請等について
- 2 誓約書の提出について
- 3 選定の時期について
- 4 支給の方法について
- 5 廃止等の通知について
- 6 提出書類について